

掛川市規則第9号

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6級の項及び7級の項を次のように改める。

6級	1 主幹の職務 2 室長の職務 3 所長の職務 4 専門官の職務 5 主席検査官の職務 6 支所次長の職務 7 出納局次長の職務 8 主席指導主事の職務 9 主席園長の職務 10 大東図書館長の職務 11 副署長又は分署長の職務
7級	1 次長の職務 2 消防次長の職務 3 課長の職務 4 支所長の職務 5 参事の職務 6 健康統括官の職務 7 事務局長の職務 8 図書館長の職務 9 消防署長の職務

別表第11中

「  
参事  
事務局長  
」

を

「  
参事  
健康統括官  
事務局長  
」

に、

「  
出納局次長  
議会事務局次長  
主席指導主事  
」

を

「  
出納局次長  
主席指導主事  
」

に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、職員（条例第3条に規定する給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する管理職手当の支給に当たっては、第31条第3項の規定にかかわらず、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、管理職手当の額から、当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額を減ずる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。